

とかちゃんポイント制度 会員規約

平成 29 年 12 月 1 日一部改正

とかちゃんポイント制度は、十日町農業協同組合（以下、「当 J A」という）が地域に貢献し、組合員の皆様に信頼される組織であり続けるために、当 J A の総合性を活かす一つの手段として、「組合員メリットの明確化」と「JA 利用満足度の向上」並びに「協同活動を通じた新たな仲間づくり」をめざして行うサービスです。本規約は、とかちゃんポイント制度会員（以下、「会員」という）の利用状況に応じて、当 J A がポイントを発行する仕組みをいいます。本制度への申し込みにあたっては、下記条項のほか、別途当 J A が定める各関連規定等が適用されることに同意したものといたします。

第 1 条 会員資格

- (1) 会員は原則として個人または、農業生産法人または農業生産団体とし、本規約を承認したうえで入会を申し込みし、当 J A がこれを承諾した方とします。なお、18 歳以下の方については信用取引がある方のみとします。
- (2) 会員には、「J A カード（クレジット機能付き）」または「ポイントカード（クレジット機能なし）」のいずれかを選択いただき、会員証としてカードを発行します。（以下、「会員カード」という）

第 2 条 入会方法

所定の入会申込書に必要事項（ご本人の住所、氏名、生年月日、性別、電話番号等）をすべてご記入いただき、ご本人が申し込みするものとします。

第 3 条 入会金、年会費

入会金、年会費は無料です。なお、J A カード（クレジット機能付き）の場合は、発行者である三菱 U F J ニコス株式会社が定める年会費が別途必要となります。

第 4 条 会員特典

- (1) 当 J A が指定する店舗・施設でのご利用状況に応じてポイントが積立てられます。なお、対象となる事業・取引の詳細は当 J A が別に定めるポイント付与基準によります。
- (2) 会員特典はご本人のみご利用いただけます。
- (3) 累計ポイントは最寄りの J A 各支店で確認することができます。ポイント残高ご確認の際には 会員カードを持参願います。
- (4) 会員カードの提示がない場合は、会員特典が受けられない場合がありますのでご注意ください。

第 5 条 ポイントの付与と有効期限

- (1) ポイントは会員が利用した金額等により、当 J A が定めるポイント付与基準に基づき付与されます。
- (2) ポイント付与の対象となるお取引について、取り消し・解約・返品等された場合には、原則その金額に見合うポイントは減算させていただきます。
- (3) ポイントは、当 J A が定めるポイント還元基準により利用することができます。
- (4) ポイントの有効期限は、ポイントが付与された日が属する当 J A の事業年度から起算して 3 年度目の事業年度末（毎年 2 月末日）までとし、それ以降は失効します。

第 6 条 届出事項の変更

会員の住所、氏名、電話番号等の届出事項に変更がございましたら、速やかにお取扱いの J A 各支店・店舗へお申し出ください。お申し出がない場合には、ご連絡・通知が届かず、特典を受けられない場合があります。

第 7 条 解約等

- (1) 本契約は、会員または当 J A のいずれか一方の事情でいつでも解約する事ができます。ただし、当 J A に対する解約の通知は当 J A 所定の書面によるものとします。なお、解約した場合のポイント残高は失効します。
- (2) 前項の規定により、当 J A の都合により本契約を解約したときは、郵便等で会員宛てに通知いたします。解約によって生じた損害については、当 J A は一切の責任を負いません。
- (3) 会員が下記に該当する場合は、当 J A は会員に通知するこ

となく、いつでも本契約を解約または本契約に基づくサービスの一部もしくは全部の提供を停止することができます。

- ① 会員が当 J A（㈱ラポート十日町及び㈱びっとランドを含む）に対して負担する債務の一部でも履行を遅延した場合
- ② 会員が本規約や当 J A との他の取引約定に違反した場合
- ③ 住所変更の届出を怠るなど、会員の責めに帰すべき事由によって当 J A において会員の所在が不明となった場合
- ④ 会員に支払の停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立があった場合
- ⑤ 上記以外に、当 J A が本契約の解約を必要とする相当の事由が生じた場合

第 8 条 ポイント残高の譲渡・相続

ポイント残高は、同一世帯の会員へ譲渡できます。また、相続の場合は、相続人の会員に引き継ぐことができます。ポイントを譲渡・相続する際には、最寄りの J A 各支店へお申し出ください。

第 9 条 盗難・紛失・毀損

ポイントカードの盗難・紛失・毀損の場合は、速やかに当 J A へ連絡のうえ、指示に従ってください。ただし会員の故意や重大な過失があったり、本規約に違反した場合は、本人会員がすべての損害を負担することとします。

第 10 条 本規約の追加・変更

会員規約並びにポイント付与基準、ポイント還元基準は、諸事情により随時変更される場合がありますのでご了承ください。

なお、最新の変更内容に関する照会は、当 J A ホームページでご確認いただくか、末尾のお問合せ先または最寄りの J A 各支店にお問い合わせください。

第 11 条 個人情報の収集・保有・利用

会員は、本規約に基づく会員の個人情報について、当 J A が次の通り取扱うことについて同意したものとします。なお、当 J A の個人情報保護方針等につきましては、当 J A ホームページでご確認いただけます。

- (1) 会員の申込受付・会員管理およびポイントサービスの提供を含む当 J A の各事業サービスの履行のため、以下の情報に保護措置を講じたうえで収集・保有・利用すること。
 - ① 住所、氏名、生年月日、自宅電話番号、他所定の申込書に記入・申告された事項
 - ② 利用実績、利用明細、お問合せ内容等
- (2) ポイントサービス利用情報を以下の目的のために利用すること。
 - ① 当 J A の信用・共済・購買・販売・加工・利用など実施事業における市場調査、商品開発
 - ② 当 J A の実施事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内
 - ③ 当 J A の実施事業におけるアフターサービスの提供
 - ④ 第三者への営業アドバイスに利用するための個人認識ができない程度の統計的情報を作成すること
- (3) 本規約に基づく業務を第三者に委託する場合には、業務の遂行に必要な範囲で個人情報を当該業務委託先に預託すること。

【委託先】

委託先名称：全国農業協同組合中央会、㈱ J A 新潟電算センター

【利用目的】

- ① 当 J A が委託先と連携して行う J A 総合ポイントの運営や研究、開発
- ② 当 J A が取扱う経済・信用・共済等の各事業・付随するその他の商品・サービスに関するご提案やご案内、及びこれらの研究や開発
- ③ 上記②記載の商品やサービス等の提供に際して、当 J A が行う判断、各種リスクの把握及び管理

とかちゃんポイント制度 会員規約

平成 29 年 12 月 1 日一部改正

【情報範囲】

ポイント会員の氏名・生年月日・住所・電話番号・メールアドレス等の連絡先・家族構成・勤務先に関する情報・利用商品やサービスの種類・入会日・取引金額・期日等の利用・取引に関する情報・金融機関番号・支店番号・口座番号等の管理番号のうち、当 J A 及び委託先各団体がそれぞれに保有する情報

- (4) 当 J A は、法令、裁判手続きその他の法的手続き、または監督官庁により、ポイント会員の情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。
- (5) 当 J A は、本規約に基づく J A 総合ポイントの業務を上記以外の第三者に委託する場合には、当該業務委託先に業務遂行に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託いたします。

第 12 条 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

ポイント会員は、申込み時点で以下について同意したものとします。

私は次の 1 に規定する暴力団員等もしくは 1 の各号のいずれかに該当し、2 の各号のいずれかに該当する行為をし、または 1 に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、本規約に基づく一切のサービス提供が停止され、会員資格を取り消されても異議を申しません。あわせて私は上記行為が判明しあるいは虚偽の申告が判明し、会員資格を取り消された場合には、当然に貴組合に対する一切の債務の期限を失い、直ちに債務を弁済します。これにより損害が生じた場合でも貴組合に何ら請求は行わず、一切私の責任といたします。

- (1) 私は、私が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下これらを「暴力団員等」という。）またはテロリスト等（疑いがある場合を含む）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ① 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等またはテロリスト等を利用していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等またはテロリスト等に対して貸金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (2) 私は、私が自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - ① 暴力的な要求行為法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ② 貴組合との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ③ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴組の信用を毀損し、または貴組の業務を妨害する行為
 - ④ その他前各号に準ずる行為

【とかちゃんポイント制度に関するお問合せ先】

十日町農業協同組合 各支店

又は、総務企画部企画課 TEL：025（757）1571

〒948-0055 新潟県十日町市高山641番地1

ホームページアドレス：<http://www.ja-tokamachi.or.jp/>

新規で組合員にご加入いただくと、
「組合員ポイント」が付与されます。
会員登録の際は、同時に組合員にご加入
いただくことをお勧めいたします。